

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年2月25日)

【件名】

- 1 第1回中央病院機能強化基本構想検討委員会の開催について
(病院局総務課) 1

病院局

第1回中央病院機能強化基本構想検討委員会の開催について

平成25年2月25日
病院局総務課

県立中央病院においては、築後37年が経過し、施設設備の老朽化が進むとともに狭隘化が顕著になっている。

一方、平成23年11月には鳥取県地域医療再生計画において、鳥取赤十字病院との役割分担が明確にされ、また、東部保健医療圏の医療高度化を推進するという動きなども踏まえて、県立中央病院が高度な急性期医療提供の中核を引き続き担っていくための病院改革を行う必要がある。

これを具体化していくためのご意見をいただきため、病院外部有識者等から成る「鳥取県立中央病院機能強化基本構想検討委員会」を設置し、下記のとおり第1回の委員会を開催します。

記

1 日 時 平成25年2月26日(火) 午後1時30分～(1時間半程度)

2 場 所 鳥取健康会館(鳥取市戎町317)
及び鳥取県西部医師会館(米子市久米町136)
※TV会議で行います。

3 出席者 委員名簿のとおり(別紙2)

4 議 題
東部医療圏における医療高度化とその方向性について

(別紙)

- 1 鳥取県立中央病院機能強化基本構想検討委員会設置要綱
- 2 中央病院機能強化基本構想検討委員会委員名簿

鳥取県立中央病院機能強化基本構想検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 鳥取県立中央病院機能強化基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）は、鳥取県地域医療再生計画における機能分担をさらに発展させ、東部医療圏の医療高度化を推進するため、県立中央病院が引き続き東部医療圏の中核として、高度な急性期医療を責任を持って提供していくための機能強化・整備方針等について、意見を集約し、県立中央病院の今後の整備計画等に反映させることを目的として設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 県立中央病院の機能強化方針
- (2) 新病院の立地及び整備計画
- (3) 経営計画
- (4) その他基本構想策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は15名以内の委員で組織し、鳥取県営病院事業管理者が委嘱する。

- 2 各委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会議を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、会長が欠けたときは職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、鳥取県営病院事業管理者が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者に出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の事務は、鳥取県病院局総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、鳥取県営病院事業管理者が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成25年2月15日から施行する。

資料 2

(委員名簿)

| 委 員 氏 名 | | 職 名 | 備 考 |
|---------|-----------|---------------------|-----|
| 1 | 岡 本 公 男 | 鳥取県医師会長 | |
| 2 | 板 倉 和 資 | 鳥取県東部医師会長 | |
| 3 | 北 野 博 也 | 鳥取大学医学部附属病院長 | |
| 4 | 山 下 裕 | 鳥取市立病院長 | |
| 5 | 福 島 明 | 鳥取赤十字病院長 | |
| 6 | 齋 藤 基 | 鳥取生協病院長 | |
| 7 | 虎 井 佐 恵 子 | 鳥取県看護協会長 | |
| 8 | 米 田 由 起 枝 | 米田由起枝税理士事務所長 | |
| 9 | 林 由 紀 子 | 鳥取県福祉保健部長 | |
| 10 | 生 田 文 子 | 鳥取県教育委員会事務局 教育次長 | |
| 11 | 柴 田 正 頸 | 鳥取県営病院事業管理者 | |
| 12 | 日 野 理 彦 | 鳥取県立中央病院長 | |

※県外有識者の委員就任について現在調整中。